

函館市ワーケーションプロモーション業務に係る
公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 函館市ワーケーションプロモーション業務に係るプロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 審査方法、評価基準に関すること。
- (2) 企画提案の評価に関すること。
- (3) 最適提案者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の所属および氏名は、非公開とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該年度内における所掌事務に関わる協議が終了した時までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員が、その職務を代理する。

(委員報酬)

第6条 審査会に出席した委員のうち、国または地方公共団体から給料またはこれに準ずる手当を受けている委員を除く外部委員については、日額5,000円の報酬を支給する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聞くことができる。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 会議は、書面にて開催することができる。

(中立の保持)

第8条 委員は、プロポーザル方式の提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

2 委員は、プロポーザル方式の提案者に対して、特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経済部工業振興課企業立地担当において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月26日から施行する。

2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。